

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	八王子市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八王子市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

八王子市長

公表日

令和5年1月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>【予防接種に関する事務】 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報の管理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>＜特定個人情報保護ファイルを使用する事務の内容＞ 1. 予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2. 予防接種による健康被害救済の給付の支給に関する事務 3. 予防接種による実費の徴収に関する事務</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>【お知らせ・サービス検索における事務】 ・予防接種に関する事務におけるお知らせについて、郵送と合わせて、マイナポータルのお知らせ機能を用いて保護者に対して通知を行う。</p>
③システムの名称	<p>【予防接種に関する事務】 総合健診システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ワクチン接種記録システム(VRS)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【予防接種に関する事務】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【予防接種に関する事務】 1. 情報提供の根拠 番号法 第19条第8号 番号法別表第二 16の2、115の2の各項</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 番号法別表第二 16の2、17、18、19、115の2の各項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部保健総務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒192-0046 東京都八王子市明神町三丁目19番2号 東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟5階 八王子市保健所 八王子市健康医療部保健総務課 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号 八王子市役所本庁舎1階 公文書管理課内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒192-0046 東京都八王子市明神町三丁目19番2号 東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟5階 八王子市保健所 八王子市健康医療部保健総務課 電話 042-645-5102

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月14日	I-5-② 所属長	木内 雅彦	田島 巨樹	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	II-1 対象人数の計数の時点	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	II-2 取扱者数の計数の時点	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年11月9日	I-1-② 事務の内容	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報の管理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p><特定個人情報保護ファイルを使用する事務の内容></p> <p>1. 予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2. 予防接種による健康被害救済の給付の支給に関する事務 3. 予防接種による実費の徴収に関する事務</p>	<p>【予防接種に関する事務】 予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報の管理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p><特定個人情報保護ファイルを使用する事務の内容></p> <p>1. 予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2. 予防接種による健康被害救済の給付の支給に関する事務 3. 予防接種による実費の徴収に関する事務</p> <p>【お知らせ・サービス検索における事務】 予防接種に関する事務におけるお知らせについて、郵送と合わせて、マイナポータルのお知らせ機能を用いて保護者に対して通知を行う。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成31年4月1日	I-5-② 所属長	田島 巨樹	武井 博英	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月9日	I-1-② 事務の概要	<p>【予防接種に関する事務】 予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報の管理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p>	<p>【予防接種に関する事務】 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報の管理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
令和3年3月9日	I-3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項、93の2の項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
令和3年3月9日	I-4-② 法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 番号法別表第二 16の2の項</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 番号法別表第二 16の2、17、18、19の各項</p>	<p>1. 情報提供の根拠 番号法 第19条第7号 番号法別表第二 16の2、115の2の各項</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 番号法別表第二 16の2、17、18、19、115の2の各項</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
令和3年7月1日	I-5-② 所属長の役職名	-	課長	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	II-1 対象人数の計数の時点	平成29年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	II-2 取扱者数の計数の時点	平成29年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 番号法 第19条第7号</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法 第19条第7号</p>	<p>1. 情報提供の根拠 番号法 第19条第8号</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法 第19条第8号</p>	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【予防接種に関する事務】 予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報の管理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 <特定個人情報保護ファイルを使用する事務の内容> 【お知らせ・サービス検索における事務】 ・予防接種に関する事務におけるお知らせについて、郵送と合わせて、マイナポータルのお知らせ機能を用いて保護者に対して通知を行う。	【予防接種に関する事務】 予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報の管理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 <特定個人情報保護ファイルを使用する事務の内容> 1. 予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2. 予防接種による健康被害救済の給付の支給に関する事務 3. 予防接種による実費の徴収に関する事務 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。 【お知らせ・サービス検索における事務】 ・予防接種に関する事務におけるお知らせについて、郵送と合わせて、マイナポータルのお知らせ機能を用いて保護者に対して通知を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合健診システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	【予防接種に関する事務】 総合健診システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	【予防接種に関する事務】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒192-0083 東京都八王子市旭町13番18号 八王子市保健所 八王子市健康部健康政策課 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号 八王子市役所本庁舎1階 市政資料室 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける	〒192-0083 東京都八王子市旭町13番18号 八王子市保健所 八王子市健康部健康政策課 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号 八王子市役所本庁舎1階 公文書管理課内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	10万人以上30万人未満	30万人以上	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価及び重点項目評価	基礎項目評価及び全項目評価	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月18日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康部健康政策課	健康医療部保健総務課	事後	令和4年8月1日付保健所移転及び組織改正に伴う変更
令和5年1月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒192-0083 東京都八王子市旭町13番18号 八王子市保健所 八王子市健康部健康政策課 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号 八王子市役所本庁舎1階 公文書管理課内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける	〒192-0046 東京都八王子市明神町三丁目19番2号 東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟5階 八王子市保健所 八王子市健康医療部保健総務課 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号 八王子市役所本庁舎1階 公文書管理課内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける	事後	令和4年8月1日付保健所移転及び組織改正に伴う変更
令和5年1月18日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒192-0083 東京都八王子市旭町13番18号 八王子市保健所 八王子市健康部健康政策課 電話 042-645-5102	〒192-0046 東京都八王子市明神町三丁目19番2号 東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟5階 八王子市保健所 八王子市健康医療部保健総務課 電話 042-645-5102	事後	令和4年8月1日付保健所移転及び組織改正に伴う変更